

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
法人番号					
事業年度	令和	年	月	日から	
	令和	年	月	日まで	

法人名	
-----	--

## 資本金等の額に関する計算書

### 1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）を併せて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓、㉔若しくは㉕	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業員数	④	
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人									
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-⑩/同表⑤)	⑬	%
差引 ⑤-⑥	⑦						非課税事業を併せて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑪/同表⑤) 又は(⑦×別表5の2の2⑫/同表⑫)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業 者数	⑭	人
再差引 ⑦-⑧	⑨						国内における事務所又は事業所の期末の従業 者数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩						(この欄は斜線を入れる)		
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

### 2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係						法附則第9条第1項関係											
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑲	兆	十億	百万	千	円				
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭						法附則第9条第1項に係る額 ⑲×2	⑳									
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑮						法附則第9条第4項から第7項まで及び第18項関係										
仮計 ⑬+⑭-⑮	⑯						月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑯-⑲)	㉑	兆	十億	百万	千	円				
資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑰						課税標準の特例に係る控除割合	㉒									
資本準備金の額	⑱						未収金の帳簿価額	㉓					円				
仮計 ⑰+⑱	㉒						総資産価額	㉔									
⑰と㉒のいずれか大きい額	㉓						課税標準の特例に係る控除額 (㉑×㉒)又は(㉑×㉓/㉔)	㉕	兆	十億	百万	千	円				
(この欄は斜線を入れる)						法附則第9条第24項又は第26項関係											
						資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓	㉖	兆	十億	百万	千	円					
						政府の出資の金額又は取組資金の金額	㉗										
(この欄は斜線を入れる)						法附則第9条第24項又は第26項に係る額 (㉖-㉗)又は(㉖-㉗×1/2)	㉘										

### 3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業 者数	㉑	人
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉓						期末の総従業員数	㉒	
差引 ⑳-㉓	㉔						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉔×㉑/㉒	㉕						国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉖	人
控除額計 ㉓+㉕	㉗						国内における事務所又は事業所の期末の従業 者数	㉘	